

## 1 児童虐待について

今年1月に岡山市で起きた6歳の女児の虐待死については、2度と繰り返さないために検証する会議が開催されているところです。

先日も女性団体の勉強会で、県と市の児童相談所からDV家庭における子どもの虐待対応の専門性についてお話があったと聞いています。そこでは、加害と被害の関係が多様であり複雑化した事例が増えている報告があったとのことです。

虐待によって子どもの命が奪われることが2度とないように、予防の段階、こども総合相談所につながってからの問題、地域でつながることの3つの分野での拡充が必要だと考えます。

### (1)未然防止と地域の役割について

未然防止に向けて支援が必要と思われる家庭は、今後虐待が発生する可能性が高い虐待ハイリスク家庭と、育児不安を抱えて周囲からの十分なフォローが届きにくい家庭と、大きく二つの層に分かれることが考えられます。

ア 母子保健事業としてハイリスクの妊婦へのアプローチをしています。産後も、さんさんステーションを通してのフォローの仕組みもあると聞いています。しかし、地域では孤独な子育てに陥ることが多く、地域でのフォローも重要です。地域の保健師や主任児童委員など、地域につなぐことはできていますか。

イ 愛育委員による赤ちゃん訪問で、育児不安と孤立化を防ぐために子育て支援サービスなどの情報提供を行っています。しかしそれ以上は踏み込めないとも聞いています。産後の子育ての不安や赤ちゃんの状況などヒヤリングできるチェックリストが必要ではないか。

ウ 地域の子育て広場など地域が主体的に取り組む子育て支援の場で、保護者や子どもからのSOSをキャッチした場合、どう対応するかなどの啓発がスタッフにできていますか。

エ 警察との連携について伺います。2013年から警察の積極介入が言われ市への通報も増えていると聞いています。警察から市への通報があった後の対応は、どう分析しどう対応しているのか。

オ 親子応援メールでのやりとりで悩みなどをひきだせるようになっていきますか。

カ 今回予算化されているひとり親相談 SNS については、業者に委託することですが、研修や専門性はどのように確保するのでしょうか。

キ また、SNS 相談の内容の蓄積は、市へ共有され職員の相談対応の力量向上に生かされるのでしょうか。

ク 切れ目のない支援について、関係機関や地域資源との連携などどうお考え

か。

(2)虐待案件として認知された後の対応について

2018年目黒区の5歳女児虐待死、2019年1月野田市小4女児虐待死、2019年6月札幌市2歳女児虐待死の事例は、いずれも加害者が父親で、実母は事件にも関与しており、DV被害者でもありました。

こども総合相談所としても子どもだけに視点を置くのではなく、家族という環境全体を把握しアセスメントすることが必要となってきます。

ア まず、軽度とされている子どもへの対応について伺います。軽度といえども、被虐待児の置かれている家庭の支配構造を見極めた、日常の支援計画が必要となると思われませんが、いかがお考えか。

イ そして、軽度でもその情報をこども総合相談所だけでなく、配暴センター、教育現場など複数の機関が共有すれば、軽度の段階で抑えられるのではないかと。

ウ 今後、地域こども総合相談センターとこども総合相談所の役割分担も、より明確にすることが求められます。どのようにお考えですか。

(3)一時保護所について

ア 一時保護所の体制もこの間、拡充されたと聞いています。しかし新人職員や学生などのアルバイトも含め、未経験の方が配属されていると聞いています。特に夜間は正規職員と会計年度職員か学生バイトの2人体制で、どの方も経験不足と専門性の弱さが否めない中で大変な状況と伺っています。経験者の専門職の正規職員リーダーとして、対応する仕組みが必要ではありませんか。

イ より専門的なアドバイザーを派遣し、職員を養成するしくみが必要ではないかと。

ウ 2歳から18歳までの子どもたちが常に20人弱入っていることを考えると、専任の保育士が必要ではないかと。

(4)こども総合相談所の体制の拡充について

ア こども総合相談所の抜本的な人員増加について言及があり、職員一人当たり66ケースを、40ケースをめざすとのことですが、今年度はどのように増員されたのでしょうか。

イ 多様化する家庭や被虐待児の対応については、今後、より児童家庭福祉に関する高い専門性が必要になります。正規の児童福祉司と児童心理司を増員するしかないのではありませんか。

## 2 新型コロナウイルス感染症と物価高騰から市民生活を守るために

### (1) 返済が始まる特例貸付の制度について

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が苦しくなった方が増え、この間、国も無利子の貸付金などの制度を実施しているところです。

この制度は特例貸付と呼ばれ、コロナ感染が広がり始めた2020年3月に設けられました。最大20万円の「緊急小口資金」と最大60万円を3回まで借りることが出来る「総合支援資金」という2種類があり、1世帯で最大200万円まで借りることが出来ます。

早い方では、来年の1月から返済が始まり、緊急小口資金は2年以内、総合支援資金は10年以内に返済が必要です。

岡山市では、今年の3月末の時点で約11000世帯が借りておられ、だいたいその2割くらいが非課税となり、返済免除になると言われています。

全国的には、返済前からすでに自己破産の通知が毎日のように届くという社協の方の報告もあり、自己破産や債務整理などが現時点で、5千人もいると言われています。

そこで伺います。

ア 全国的には貸付申請を受けたときに、申請書類だけの審査で申請時の経済状況を詳細に把握できてなかったことが問題とされています。岡山市はどうだったのか。

イ 岡山市で、すでに自己破産や債務整理したという報告はあったのでしょうか。

ウ 今後相談が増えるということで、家計相談支援員の増員が、この議会の予算で上程されています。特例貸付の返済計画だけでなく、すでに抱えている借金についても丁寧に相談にのり、解決の道を示すことができるのでしょうか。

エ そのためにも社協だけでなく関係各課と連携する必要があるがいかがお考えか。

### (2) 物価高騰について

玉ネギ3つで400円など、野菜の値段が高騰しています。加えて光熱費、燃料、小麦粉などあらゆるものが去年より高くなり、市民の生活や業者の生活

を圧迫しています。

ア 今議会には、中小企業者への相談事業の予算が拡充されています。現実的に仕入れ値が2倍程度増えて、事業継続が困難な方々が増えてくるといわれています。具体的にどう相談に乗るのでしょうか。

イ 私の学区で行っている子どものいる世帯対象のフードドライブに単身の女性がやってきて、食べるものの支援をしてほしいということがありました。子どもの支援はこの間進んでいますが、不安定雇用の女性たちも大変な状況にあるのではないかと、実態調査と支援策を考えていただきたいが、どうか。

### (3)生活保護行政について

生活困窮が広がっているにも関わらず、生活保護制度の利用者数は横ばいと聞いています。「生活保護だけは嫌だ」と制度に対する忌避感が強くあるのが実態です。

また、先日高齢者の保護申請に同伴しましたが、世帯単位だと知らなかった高齢者に対応した職員が威圧的に説明する場面や、財布の中身を一元まで差し出させるなど屈辱的な場面があり、これではなかなか申請しにくいだろうとそばで見ていて私も感じました。

保護申請の敷居を低くすることが求められます。

ア 市のホームページの暮らしの情報や、「こんなときは」のところには生活保護についてはありません。福祉事務所から入れるようになっていますが、制度の説明も何もありません。「生活にお困りの方へ」のページを立ち上げ、使える制度、連絡先などわかるようにしてもらえませんか。

イ 生活保護申請については「生保のしおり」もネットから見られるようにしていただきたいが、いかがか。

ウ 持ち家のある場合でも、資産価値になりにくい場合は申請できますが、そのことを知らなかったというケースがありました。Q&A 事例集を作り、ホームページで公開してはどうでしょうか。

エ 人権を尊重した生活保護法や保護の実施要領を運用するために、職員の研修は欠かせません。実態と課題をお示してください。

オ 経験の蓄積が必要です。3年程度ごとにケースワーカーを移動させるのではなく、育てる立場をとっていただきたいが、いかがか。

カ ケースワーカーの抜本的拡充が必要です。いかがお考えか。